

宇都宮市建設工事共通仕様書 (新旧対照表)

令和6年10月

宇都宮市

宇都宮市建設工事共通仕様書（令和元年）令和6年10月適用（新旧対照表）

旧	新
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則
1-1-1-2 用語の定義 P3	1-1-1-2 用語の定義 P3
24 書面	24 書面
<p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する倍は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p>	<p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p><u>ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</u></p> <p>(1) 緊急を要する倍は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p>
第3編 土木工事共通編 第1章 総則	第3編 土木工事共通編 第1章 総則
3-1-1-9 工事完成図書の納品 P114	3-1-1-9 工事完成図書の納品 P114
4 地質調査の電子成果品等	4 地質調査の電子成果品等
<p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「宇都宮市電子納品運用に関するガイドライン〔土木編〕第5版（平成29年4月改訂）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ試験結果等については、宇都宮市業務委託共通仕様書（測量、地質・土質調査、設計）（平成21年度版）の第117条成果物の提出に基づいて提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「宇都宮市電子納品運用に関するガイドライン〔土木編〕第5版（平成29年4月改訂）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ試験結果等については、宇都宮市業務委託共通仕様書（測量、地質・土質調査、設計）<u>（令和2年版）の第118条</u>成果物の提出に基づいて<u>地盤情報データベースに登録</u>しなければならない。</p>